

# 広報あつぎ

広報あつぎ 特別号

平成29年(2017年)1月15日

編集・発行／厚木市政策部広報戦略課  
〒243-8511 神奈川県厚木市中町3丁目17番17号  
TEL.046-223-1511(代) FAX.046-223-9951  
www.city.atsugi.kanagawa.jp

抜き取って  
お読みください

—特集—

## 税の申告

目次

- 2面…市民税・県民税の変更点／納付方法
- 3面…所得税の確定申告／申告書作成会と無料相談
- 4面…申告会場と日程／申告書作成に必要なもの／郵送での申告受け付け

## 市民税・県民税の申告

受付期間 2月1日(水)～3月15日(水) 会場と日程は4面参照  
(土・日曜、祝日を除く) 問 市民税課 ☎225-2010

税は、私たちの生活を支える大切な財源です。申告には、市への市民税・県民税の申告と、税務署への所得税・復興特別所得税(以下、「所得税」)の確定申告(3面参照)があります。正しく早めに済ませましょう。

### 申告書の提出

賦課期日(平成29年1月1日)に市内在住の方は、市民税・県民税の申告が必要です。ただし、次のいずれかに該当する方は必要ありません。

- ①所得税の確定申告をする方
- ②収入が給与のみで、勤務先から市に給与支払報告書が提出されている方
- ③収入が公的年金のみで、支払者から市に年金支払報告書が提出されている方

所得税の確定申告が必要ない方で、給与または年金の源泉徴収票に記載された控除以外に控除がある方は、市民税・県民税の申告をすることで税額が下がる場合があります。

申告が必要か分からない場合は、2面の「税申告簡易判定表」をご覧ください。

### 収入がない方

市民税・県民税申告書の「収入がなかった方の記入欄」に記載して提出するだけで簡単に申告できます。保険料の算定などの資料にもなるため、収入がなくても申告してください。申告がないと「収入がない」ことが把握できず、各種行政サービスを適切に受けられない場合があります。

#### 未申告であると影響がでる例

- ①課税・非課税証明書(所得証明書)の発行がすぐに出来ません(受付期間後に申告した場合、証明書の発行までに数日から2か月程度かかる場合があります)。
- ②市民税・県民税や各種保険料の金額が、当初決定額から変更となる場合があります。
- ③国民健康保険料の軽減判定がされず、保険料が高く通知される場合があります。
- ④児童手当など各種手当の受給や補助金、保育料の算定に影響がでる場合があります。

### 公的年金収入がある方

公的年金の収入が400万円以下で公的年金に係る雑所得以外の所得が20万円以下の方は、所得税を納めるための確定申告は不要です。

ただし、医療費や生命保険料、地震保険料、その他の控除があり、源泉徴収された所得税の還付を受ける場合には申告が必要です。

確定申告をしない場合でも、65歳未満の方で105万円、65歳以上の方で155万円を超える公的年金収入があり、次のいずれかに該当する方は、市民税・県民税の申告が必要です。

- ①公的年金に係る雑所得以外に20万円以下の所得がある
- ②公的年金から特別徴収されている社会保険料以外に、支払った社会保険料がある
- ③生命保険料や地震保険料、医療費などの控除がある
- ④年金支払者に届け出ている扶養親族以外に扶養する親族がいる

遺族年金・障害年金(非課税所得)の収入のみの方は、市で所得を把握できませんので市民税・県民税の申告が必要です。また、年金支払者に住民登録地以外の住所を届けている方も市民税・県民税の申告が必要な場合があります。

### 申告はお近くの公民館へ

受け付けは2月1日から始まり、2月3日からは15地区の公民館を巡回します。3月9日以降の市役所会場は大変混雑しますので、公民館での申告が便利です。会場と日程(4面参照)を確認し、お間違いのないようご来場ください。

申告書の作成には、所得を証明する源泉徴収票や、控除を受けるための各種証明など(4面「申告に必要なもの」参照)が必要です。スムーズに申告するため、必要な書類を早めにそろえましょう。届いていない資料がある場合は、発行機関など(表1参照)にご確認ください。

市民税・県民税申告書は、1月下旬から市民税課、各公民館、えきちょこ(本厚木駅連絡所)、愛甲石田駅連絡所で配布します。



社会保険料控除の申告に使用する証明(ハガキ)など(表1)

控除対象	証明書等	問合せ先
国民健康保険料	社会保険料控除額のお知らせ	閩国保年金課 ☎225-2123
介護保険料		閩介護保険課 ☎225-2393
後期高齢者医療保険料	※発送は1月中旬	閩国保年金課 ☎225-2223
国民年金保険料	控除証明書	閩ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル ☎0570-058-555 厚木年金事務所 ☎223-7171(代)

### 29年度納税通知書の発送時期

市では、提出された市民税・県民税申告書や確定申告書、給与支払報告書、年金支払報告書などに基づいて税額を計算します。

サラリーマンなど給与からの特別徴収で納付する方は、5月下旬～6月に勤務先から税額決定通知書が配付されます。

納付書や口座引き落としで納付する方や、年金からの特別徴収(差し引き)で納付する方には、6月中旬に納税通知書兼決定通知書を送付します。

### 申告会場には

#### 個人番号カード(マイナンバーカード)ご持参で!!

市民税・県民税申告書を提出する際に、本人確認が必要となります。

平成29年1月1日以降、市民税・県民税の申告をする際、申告書に個人番号(マイナンバー)の記載と本人確認書類提示または、本人確認書類の写しの添付が必要となります。

#### 《本人確認書類の例》

- 1 個人番号カード(マイナンバーカード)
- 2 個人番号通知カード  
+ 運転免許証、健康保険被保険者証など

## 平成29年度 市民税・県民税の主な変更点

### 給与所得控除の見直し

給与所得控除の上限が適用される給与収入が1,500万円（控除額245万円）から1,200万円（控除額230万円）に引き下げられました。

### 国外居住親族の扶養控除等適用について 親族・送金関係書類提出の義務化

確定申告や市民税・県民税申告において、国外居住親族に係る扶養控除・配偶者控除・配偶者特別控除・障害者控除（含16歳未満）の適用を受ける者は「親族関係書類及び送金関係書類

を添付又は、提示をしなければならない」とこととされました（当該書類が外国語で作成されている場合、翻訳文の添付が必要です）。

#### 「親族関係書類」

○戸籍の附票の写し○国又は地方公共団体が発行した書類及び当該国外居住親族の旅券の写し○外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（国外居住親族の氏名、生年月日、住所（居所）の記載があるものに限る。）

#### 「送金関係書類」

金融機関の書類又はその写しで、金融機関が行う為替取引により、納税者から、その国外居

住親族に支払をしたことを明らかにする書類（送金依頼書など）

### 金融所得課税一体化に伴う公社債等の課税方式の変更（株式等と課税方法の同一化）

これまで公社債等については、利子・譲渡・償還によって課税の仕組みが異なりましたが、税負担に左右されずに金融商品を選択できるよう、異なる税率等の課税方式の均衡化を進める観点から、株式等の課税方式と同一化することとされました。

## 市民税・県民税の納付方法

### 公的年金に係る市民税・県民税の納付方法

65歳以上の方の前年中の公的年金に係る市民税・県民税は、公的年金からの特別徴収（差し引き）で納めます。この制度は、年金保険者（日本年金機構など）が本人に代わり市に直接納める制度で、納付方法の選択はできません。

納め方は、28年度から引き続き公的年金から差し引かれる方（表2参照）と、29年度から新たに公的年金から差し引かれる方（表3参照）で異なります。

対象は、次の全てに該当する方です。一つでも該当しない場合は、特別徴収できません。

- ①29年4月1日現在65歳以上の公的年金受給者で、28年中の公的年金に係る市民税・県民税の納税義務がある

- ②介護保険料が公的年金から差し引かれている  
③高齢基礎年金などの支給年額が18万円以上  
④差し引かれる市民税・県民税額が高齢基礎年金などの支給年額を超えない  
⑤29年1月1日以後も市内に住居登録がある

#### 28年度から引き続き特別徴収する場合（表2）

徴収方法	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
納付額	前年度年税額の半分×1/3ずつ			(29年度年税額 - 仮徴収額)の1/3ずつ		

#### 29年度から特別徴収を開始する場合（表3）

徴収方法	個人納付（普通徴収）		公的年金から差し引き（特別徴収）		
	6月	8月	10月	12月	2月
徴収月	6月	8月	10月	12月	2月
納付額	年税額の1/4ずつ		年税額の1/6ずつ		

### 給与・公的年金以外の所得に係る税の納付

市民税・県民税が給与から差し引かれている方は、給与・公的年金以外（29年4月1日現在65歳未満の方は給与以外）の所得に係る所得割額の納税方法を①特別徴収（給与から差し引き）②普通徴収（自分で納付）から選択できます。市民税・県民税申告書の選択欄（表面左下部）に希望する納税方法をチェックしてください。所得税確定申告書の第二表下部にある「住民税に関する事項」にも選択欄があります。

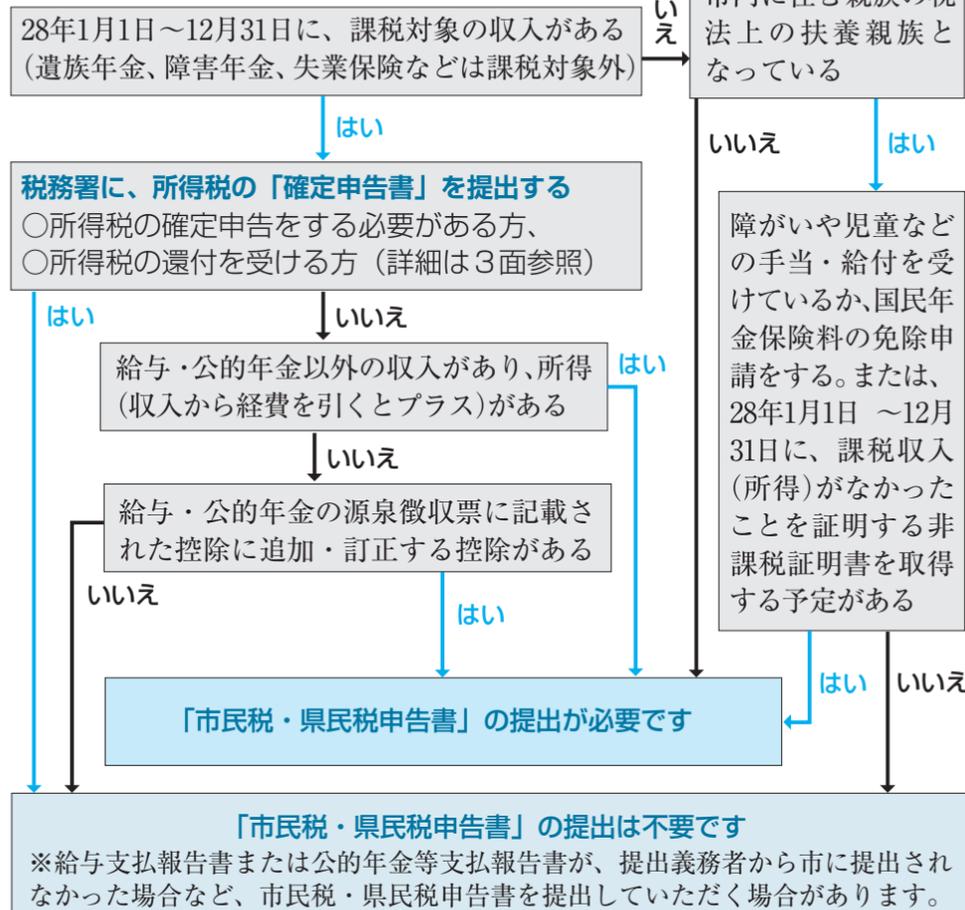
なお、65歳未満の給与所得者が普通徴収を選択しなかった場合、公的年金に係る所得割額は給与に係る所得割額に加算して給与から特別徴収します。

## 税申告簡易判定表

### 「市民税・県民税申告書」の提出が必要か判断できます。

※市民税・県民税は、世帯ではなく個人に課税されますので、それぞれで判定が必要です。

#### ★ここからスタート



※市民税・県民税（個人住民税）の申告書は、1月1日現在に住居登録がある市区町村に提出してください。1月1日の住所が厚木市外の方は、住民登録があった市区町村に確認してください。

## 所得税と市民税・県民税の主な違い（分離課税は除く）

区分	所得税	市民税・県民税	
課税される所得と時期	その年の所得に対して課税（現年度課税）	前年の所得に対して翌年度に課税（翌年度課税）	
税率	7段階（5.105%～45.945%） ※復興特別所得税を含む	均等割	市民税 3500円
		所得割	県民税 1800円
納税方法など	給与所得者	1月から12月までの給与とボーナスから差し引かれる（源泉徴収）	6月から翌年5月までの給料から差し引かれる（特別徴収）
	公的年金所得者	支払い月の年金から差し引かれる（源泉徴収）	表2・3参照
	その他の所得者	確定申告などにより申告納付	納付書で年4回（6・8・10・1月の各末日）に分けて納付（普通徴収）

※神奈川県では水環境の保全・再生に継続的に取り組むため、個人県民税の超過課税を導入しています。このため、県民税の均等割に300円、所得割に0.025%が上乘せされています。

### 選択申告制の所得を確定申告する場合の注意点

上場株式の譲渡所得や配当所得など、所得税が源泉徴収されている所得の中には、確定申告するかどうか選択できるものがあります。申告した所得は、合計所得金額に含まれます。このため、確定申告により所得税が還付される場合であっても、市民税・県民税の課税や扶養の判定、保険料の算定などに影響する場合がありますため注意が必要です。

#### ◆影響を受ける主な場合

- ・合計所得金額が38万円を超えると税法上の扶養者ではなくなります。
- ・市民税・県民税が課税される場合があります。
- ・国民健康保険料や介護保険料が増える場合があります。
- ・後期高齢者医療制度の自己負担割合が1割負担から3割負担になる場合があります。

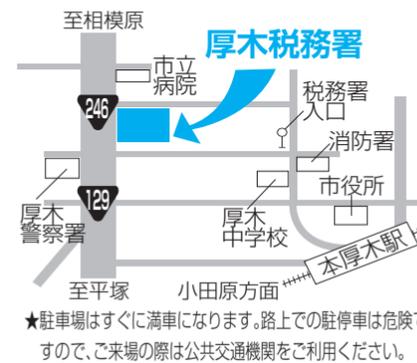
# 税務署からのお知らせ 所得税の確定申告

厚木税務署に申告書作成会場を開設します。

**期間 2月16日(木)～3月15日(水)** (土・日曜を除く。2月19日(日)、26日(日)は開設)

**時間 9時～17時** (受け付けは8時30分から) ※混雑時は受け付けを早め(16時頃)に締め切る場合があります。

**問 厚木税務署 ☎221-3261(代) 〒243-8577 水引1-10-7**



## ●所得税の確定申告をする方●

### ◇申告する必要がある主な方

#### ●事業所得・不動産所得などがある方、または不動産を売却した方

平成28年分の所得合計額と所得控除額を基に計算した所得税額から、配当控除を差し引いて残額がある場合など

#### ●給与所得がある方(サラリーマン)で次のいずれかに該当する方

- ①給与収入が2000万円を超える
- ②給与を1カ所からもらい、給与・退職所得以外の所得が20万円を超える

- ③給与を2カ所以上からもらい、年末調整されなかった給与収入と給与・退職所得以外の所得の合計が20万円を超える

### ◇申告により税金が戻る主な方

次のいずれかに該当する方で、源泉徴収された所得税がある方

- ①給与所得者で、雑損控除、医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除、政党等寄附金等特別控除などを受ける
- ②平成28年中に中途退職して年末調整を受けず、その後他の所得がない

### ◇公的年金に係る雑所得がある方

公的年金の収入が400万円以下で、公的年金に係る雑所得以外の所得が20万円以下の場合、確定申告書の提出義務はありません(外国の年金収入がある方を除く)。

ただし、源泉徴収された所得税の還付を受ける場合には申告が必要です。

確定申告をしない場合でも、市民税・県民税の申告が必要な場合があります(1面「公的年金収入がある方」参照)。

### ■申告会場には個人番号カード(マイナンバーカード)持参で

申告には個人番号(マイナンバー)の記載と本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。会場には申告関係書類や印鑑のほか、次のいずれかの写し等をご持参ください。①『個人番号カード(マイナンバーカード)』②『番号通知カード+身元確認書類(運転免許証等)の写し等』

### ■提出は便利な郵送で

作成した申告書は郵送でも提出できます。申告書の控えに税務署の受け付け印が必要な方は、申告書の他に次のものを同封してください。

- ①申告書控え(ボールペンまたはインク書き)
- ②返信用封筒(切手を貼り、〒住所・氏名を記載)

### ■申告書の記載漏れにご注意

確定申告書は、第二表も漏れなく記載しましょう。住民税に関する事項が漏れていると、市民税・県民税の控除が適切に受けられない場合があります。事業所得や不動産所得がある方は、事業専従者に関する事項も記載してください。

### ■扶養・課税の判定(表4)

給与収入のみの場合 (パート収入を含む)	年金収入のみの場合		税法上の扶養 (所得38万円以下)	市民税・県民税	所得税
	65歳未満	65歳以上			
100万円以下	105万円以下	155万円以下	なる	掛からない	掛からない
100万円超 103万円以下	105万円超 108万円以下	155万円超 158万円以下	なる	掛かる	掛からない
103万円超	108万円超	158万円超	ならない	掛かる	掛かる

※判定表は①所得が一種類②所得控除が基礎控除のみ③自身が扶養している親族がいない—の全てを満たす場合。  
※給与と年金の両方の収入があるなど複数の所得がある場合は合算して判定するため、この表とは異なります。  
※税法と健康保険では扶養者の要件が違います。健康保険の要件については、各健康保険組合にご確認ください。

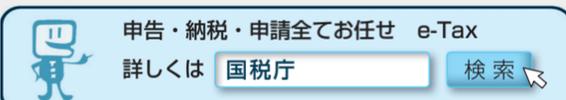
## 国税庁ホームページで確定申告書の作成(検算)ができます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、各種申告書や決算書などが作成できます。

また、「個人番号カード(マイナンバーカード)」又は「電子証明書付の住民基本台帳カード」とマイナンバーカード対応の「ICカードリーダライタ」をお持ちであればe-Taxで確定申告ができます。

### 「確定申告書等作成コーナー」のメリット

- 税務署に出向く必要なし  
作成した申告書等は、郵送やe-Taxを利用して提出できます。
- 確定申告期間中は24時間利用可能
- 自動計算機能で、計算誤りを防げる
- 前年データの利用が可能  
作成したデータを保存して、翌年の申告でも利用できます。



### 「申告書の記載漏れが多い事例」

#### ✔こんなところに注意しよう!

#### ★住民税に関する事項

- 16歳未満の扶養親族の氏名・生年月日等
- 別居の扶養親族の住所
- 配当割額控除額
- 寄附金税額控除(ふるさと納税や共同募金会・日本赤十字社に対する寄附金等)  
※ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請をした方でも、確定申告をする場合は特例制度の適用が受けられなくなるので、申告時には申請したものを含め、全ての寄附金に関する記載が必要となります。

#### ★その他注意が必要な箇所

- 配偶者控除や扶養控除の内容が、第一表と第二表で一致しない
- 事業専従者に関する事項(事業・不動産所得者)
- 復興特別所得税額欄
- 個人番号(マイナンバー)  
※本人・配偶者・扶養親族のもの

### ■扶養親族の収入額の確認を

年末調整で扶養控除されている家族や配偶者にアルバイト収入や公的年金、保険満期金などがある場合、所得が38万円を超えていないか、他の親族と重複して扶養控除の対象としていないかを必ずご確認ください(表4参照)。

※誤って申告した場合、修正申告などの必要があります。

### ■土地・建物の譲渡特例について

相続人が空き家を譲渡して、定められた要件を満たす場合は、特別控除が認められることがありますので、税務署にご相談ください。なお、その際の確定申告時に必要な『被相続人居住用家屋等確認書』につきましては、市役所の住宅課で発行しています。

問 厚木市役所住宅課 ☎225-2330

### 税理士による無料申告相談 ～申告書を作成して提出できます～

月日	会場	時間
1月26日(木)	愛川町文化会館 3階大会議室	【受付】 9時から 【相談】 9時30分～16時
1月27日(金)		
2月8日(水)		
2月9日(木)	厚木市文化会館 4階集会室A・B	9時30分～16時
2月2日(木)		
2月3日(金)		

※混雑時は、受け付けを早めに締め切ることがあります。

問 厚木税務署 ☎221-3261(代)

### 「税理士記念日」 確定申告無料相談会

#### ■厚木市文化会館

2月22日(水)10時～16時(受け付けは15時まで)  
※混雑時は、午前中で受け付けを締め切る場合があります。

#### 【対象】

- ①公的年金等受給者で確定申告書を提出する方
- ②年金受給者及び給与所得者で医療費控除の還付申告書を提出する方

※収入金額が800万円を超える方、相談内容が複雑な方等についてはご遠慮ください。

主催・問合せ：東京地方税理士会厚木支部  
☎223-5843

# 平成29年度分 市民税・県民税の申告受け付け 会場と日程

市役所会場は混雑が予想されます。公民館での申告に協力をお願いします。お住まいの地区に関係なく、どの公民館でも申告できます。日程を確認の上、ご来場ください。郵送での申告もご利用ください。

市民税課（本庁舎2階5番窓口）では、所得税の確定申告に関する相談や申告は受けられません。公民館や市役所（本庁舎4階大会議室）の申告会場では、給与所得者や年金所得者の簡易的な申告に限り、確定申告を受け付けています。

次の確定申告をする方は、税務署（3面参照）で申告してください。

- ①事業所得、不動産所得、譲渡所得、配当所得、一時所得、雑所得（公的年金所得を除く）、退職所得などの申告
- ②所得の合計額が2000万円を超える申告
- ③雑損控除、住宅借入金等特別控除、外国税額控除、損失の繰越控除の申告
- ④海外に住む方を扶養親族とする申告
- ⑤医療費控除の申告で、領収書の返却を希望する場合
- ⑥28年分以外の申告
- ⑦準確定申告（亡くなった方や海外に転出する方などの確定申告）

## 15地区公民館会場

2月3日（金）～3月6日（月）  
受付時間 9時～15時

<b>厚木北</b> 2月3日（金） ※車での来場はご遠慮ください。 	<b>厚木南</b> 2月6日（月） ※車での来場はご遠慮ください。 	<b>睦合北</b> 2月7日（火） 	<b>睦合西</b> 2月9日（木） 
<b>小 鮎</b> 2月10日（金） 	<b>依知北</b> 2月13日（月）・14日（火） 	<b>相 川</b> 2月15日（水） 	<b>睦合南</b> 2月16日（木） ※車での来場はご遠慮ください。 
<b>依知南</b> 2月17日（金） 	<b>荻 野</b> 2月20日（月）・21日（火） 	<b>南毛利</b> 2月22日（水）・23日（木） 	<b>玉 川</b> 2月27日（月） 
<b>愛 甲</b> 2月28日（火） ※車での来場はご遠慮ください。 	<b>緑ヶ丘</b> 3月2日（木） ※車での来場はご遠慮ください。 	<b>森の里</b> 3月6日（月） ※車での来場はご遠慮ください。 	※今年から、申告時には個人番号（マイナンバー）の確認が必要となりました。このため手続きに例年以上の時間がかかることが予想されますので、御理解御協力願います。

## 市役所会場

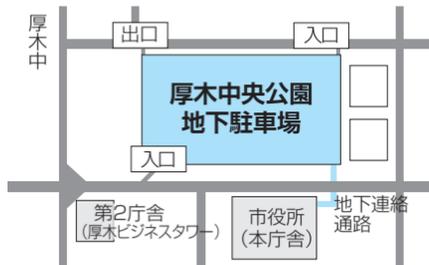
**本庁舎4階大会議室**  
**3月9日（木）～15日（水）**  
**受付時間 9時～16時**  
 〈土・日曜を除く〉

2月1日～3月8日は、市民税・県民税の申告のみ市民税課（本庁舎2階5番窓口）で受け付けます（土・日曜、祝日を除く）。

車でお越しの方は厚木中央公園地下駐車場をご利用ください。

**申告での利用は無料です**

駐車場整理券を申告会場にお持ちください。



## 市民税・県民税の申告に必要なもの

◆会場で申告書を作成する場合は、次の書類などをお持ちください。

- 市民税・県民税申告書（市から郵送された方）
- 印鑑
- 本人確認書類（個人番号カード等。1面参照）
- 所得を証明する書類（添付が必要）  
給与所得者、年金所得者は源泉徴収票または支払者の証明書（ない場合は給与明細や給与が振り込まれる口座の預金通帳）など収入が確認できる書類
- 控除を証明する書類（添付が必要）  
社会保険料（1面表1参照）、生命保険料、地震保険料など各種控除証明書、医療費控除には領収書など支払った金額が確認できる書類

## 郵送

宛先 〒243-8511 厚木市役所 市民税課 行 ※所在地の記載は省略できます。

ご自身で市民税・県民税申告書を作成できる方は、郵送での申告が便利です。投函する前に記載事項と関係書類を確認してください。申告内容を問い合わせる場合があるため、電話番号を必ず記入してください。申告書受付書が必要な方は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。なお、所得税確定申告書の送付先は厚木税務署（3面参照）です。